

防府市子ども・子育て支援事業計画
中間年度・見直し

平成30年3月
防 府 市

はじめに

平成29年度は、「防府市子ども・子育て支援事業計画」の中間年度にあたり、その見直しについて、内閣府平成29年6月29日付け事務連絡「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】」に基づき検証したのち、子ども・子育て会議に諮り、「利用者支援事業」の確保方策および質の向上、また「地域子育て支援拠点事業」の確保方策の見直しと「放課後子ども総合プラン」の追加、実費徴収に係る補足給付を行う事業および多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の質の向上につきまして見直しすることといたしました。

平成30年3月

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みをニーズ調査等をもとに、防府市に居住する子どもの地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて設定しました。

教育・保育提供区域ごとに、設定した地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)を設定しました。

① 利用者支援事業

事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。また、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたり、地域の関係機関が連携して切れ目ない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、自ら支援を行い、又は関係機関のコーディネートを行います。

量の見込みと確保方策

市全域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所

教育・保育施設や事業等の利用調整、情報提供について、市全域を対象として1か所、市役所に設置します。また、子育て世代包括支援センターを市保健センター（健康増進課）に設置し、相談と情報提供体制を拡充します。

② 地域子育て支援拠点事業

事業概要

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流、育児相談、園庭開放等を行います。

対象年齢

0歳～2歳

単位

人（年間延べ利用者数）

量の見込みと確保方策

市全域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	51,673 人	50,910 人	48,880 人	47,968 人	47,054 人
②確保方策	7 か所	7 か所	7 か所	8 か所	8 か所

現在、実施している8か所で実施します。ただし、上記8か所に限らず、休日における利用ニーズに応じ、多様な実施主体による開設等について検討します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

次のとおり、地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るための基本的な方向を示します。

① 利用者支援事業

関係施設や事業者と連携を密にし、情報収集を行い、利用者が円滑に教育・保育施設や子育て支援事業を利用できるよう、情報の提供を行います。

また、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を行うため、平成29年10月から子育て世代包括支援センターを市保健センター（健康増進課）に開設し、相談と情報提供体制を拡充します。

② 地域子育て支援拠点事業

誰でも気軽に子育て相談や園庭を利用できる事業であるとともに、子育て家庭の孤立化を防ぐためにも必要な事業であり、継続的に実施します。

③ 妊婦健康診査

母子保健の観点から継続して実施する必要があります。安全で安心な出産を迎えるため、健康診査の必要性の周知を行い、受診率の向上を図ります。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

母子の心身の状況や養育環境を把握し、不安や悩みに対し、助言や情報の提供を実施します。

⑤ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が必要な保護者にとって重要な事業であり、関係機関等と連携を図り、今後も保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援等を実施します。

⑥ 子育て短期支援事業

家庭や地域の子育て機能の低下などに伴い、児童の一時的な受け皿が必要とされてきていることから、一層の事業周知を行い、必要な家庭に必要な支援ができるよう努めます。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

活動についての周知・啓発活動を実施し、会員の確保を図るとともに、援助会員のレベルアップのための研修の充実を図ります。

⑧ 一時預かり事業

幼稚園における通常の教育時間の前後の預かりなど、定期的な利用のほか、緊急での預かりを必要とする保護者の増加が予測されることから、事業者と調整し、提供量の確

保と安全な保育のための人材や設備等の充実とともに、施設間や近隣市町との連携を図ります。

⑨ 延長保育事業（時間外保育）

就業形態の多様化に伴い、ニーズが高くなることが予測されることから、事業者と調整し、制度の更なる充実や設備等の整備や人材の確保を図ります。

⑩ 病児・病後児保育事業

風邪の流行期など、時期により利用度の差が大きい事業ですが、今後の利用状況を注視し、病児・病後児保育施設の増設を検討します。

⑪ 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ）

ニーズが高い事業であり、小学校と連携を密にし、放課後や長期休業期間における安全で安心な居場所づくりを推進するため、計画的に施設整備を行うとともに放課後児童支援員の人材確保、育成に努めます。

小1の壁問題が示すように、就学前の子どもの待機児童問題とともに、就学児の放課後の居場所問題は深刻となっているため、平成28年度からすべての留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブにおいて、開所時間を午後6時30分まで延長しました。

今後も、保育審査基準に基づいた適切な受入れにより保育が必要な家庭への支援を引き続き行い、配慮を要する児童の入級の対応や放課後児童支援員の確保を図るとともに、長期休業期間中の開所時間の延長を検討します。

また、放課後子ども総合プランに基づき、平成31年度までに、野島を除くすべての小学校区において、「留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ」と「放課後子ども教室」との一体型を中心とした実施を目指します。

実施にあたっては、放課後児童支援員と放課後子ども教室のコーディネーター等が連携し、プログラムの内容・実施日等を検討できる仕組みを構築するとともに、福祉部局及び教育委員会において、定期的に協議を行い、実施状況や課題などの情報を共有し、事業検証や課題解決に連携・協力して対応します。

なお、放課後子ども教室は、特別教室、図書室、体育館、校庭等で実施しているため、引き続き学校関係者と連携をとりながら事業を実施します。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育等を利用する生活保護世帯等に対して文房具等の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等の一部を給付することにより、子どもの健やかな成長を支援します。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。